資料160-1

第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について

(諮問第3204号)

<目 次>

1	諮問書		1
2	申請概要		2
3	審査結果	 2	C
4	参考資料	 2	2

別添

- 第二種交付金の額及び交付方法の認可申請書(写)
- 〇 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請書(写)

諮問第 3204 号 令和7年10月28日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会 (会長 島田 明)から、令和7年10月20日付けTCA支-B004及び TCA支-B006により、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下 「法」という。)第110条の4第1項の規定に基づく第二種交付金の額及 び交付方法の認可並びに法第110条の5第2項において準用する法第110 条第2項の規定に基づく第二種負担金の額及び徴収方法の認可の申請が あった。

当該申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 75 号) 第 27 条及び第 29 条に適合していると認められるため、認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 島田 明) (電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第106 条の規定に基づき総務大臣が指定した基礎的電気通信役務支援機関。以 下「支援機関」という。)

2 申請年月日

令和7年10月20日

3 申請の概要

(1) 全体概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種 負担金について次の認可を受けようとするもの

- ① 法第 110 条の 4 第 1 項の規定に基づく第二種適格電気通信事業者に 交付する第二種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条の5第2項において準用する法第110条第2項の規定に基づく高速度データ伝送役務提供事業者*から徴収する第二種負担金の額及び徴収方法の認可
 - ※ 法第7条第2号に規定する高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)第40条の7の2に掲げるものを除く。)を提供する電気通信事業者であって、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第27条第1項に規定する方法により算定した前事業年度の電気通信事業の収益が10億円を超える者(令和7年9月末現在98社)

(2) 認可申請のあった第二種交付金の額及び交付方法の概要

① 第二種交付金の額の概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。)第5条の規定に基づき算定し、認可を申請した第二種交付金の額は、148,582,129円(NTT東日本株式会社:143,487,142円、NTT西日本株式会社:5,094,987円、ZTV株式会社:0円)であり、その算定の過程は次のとおり。

ア 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的FTTHア クセスサービスの収支状況は次表のとおりであり、いずれの者におい ても費用の額が収益の額を上回っていない。

(単位:百万円)

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
営業収益	516, 809	383, 797	5, 289
営業費用	359, 918	309, 069	3, 963
営業利益	156, 891	74, 727	1, 326

[※] 表中の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。以下同じ。

イこのため、

- ・ 法 107 条第 2 号及び算定等規則第 5 条第 2 項の規定により、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象とはならず、
- ・ 算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者も同条第1項第2号イに掲げる区域に係る第二種交付金の額は零となることから、交付金の交付の対象は、同令第5条第1項第2号ロに掲げる区域のみとなるところ、支援機関が、当該区域について第二種適格電気通信事業者から届出のあった原価及び収益の額から同令第5条第1項の規定に基づき算定した第二種交付金の額は、次表のとおり。

(単位:百万円)

谷	役務・支援区域の別			NTT 西日本	ZTV	合計
	一般支援区域		0	0	0	0
		算定等規則5条1項2号イ (大幅赤字区域等)	0	0	0	0
FTTH	特別支援区域	算定等規則 5条1項2号口 (未整備区域)	5. 5	0. 9	0	6. 4
		算定等規則 5条1項2号口 (公設区域)	138. 0	4. 2	0	142. 2
	2	hit in the second secon	143. 5	5. 1	0	<u>148. 6</u>

ウ 法第 107 条第 2 号及び算定等規則第 5 条第 4 項の規定により、第二種 交付金の額は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域にお ける第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる赤字 の額未満でなければならないとされているところ、当該事業者ごとの 当該見込まれる赤字の額は次表のとおりであり、いずれも、認可申請 のあった第二種交付金の額より大きな額となっている。

(単位:百万円)

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
見込み費用	21, 582	13, 601	486
見込み収益	12, 206	6, 959	400
見込み費用から見込み収益を控除した額 (見込まれる赤字の額)	9, 376	6, 642	86

② 第二種交付金の交付方法の概要

ア 交付手段

銀行振込(振込手数料は、支援機関が負担)

イ 第二種交付金の額の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を支援機関が受領してから2週間以内に(2)①に掲げる第二種交付金の額を通知する。

ウ 第二種交付金の交付期限

イの通知の日から40日を経過した後の最初の営業日まで

エ 第二種交付金の交付の特例

- (7) 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記①の交付金の額を減額することができることとするほか、算定等規則の規定によることとする。
- (イ) (ア) の場合において二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

オ 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

(3) 認可申請のあった第二種負担金の額及び徴収方法の概要

① 第二種負担金の額の概要

支援機関が算定等規則第24条及び令和7年総務省告示第316号(以下「回線単価告示」という。)第2条の規定並びに総務大臣から算定等規則の規定によらないことの許可を受けた方法*に基づき算定した第二種交付金の額は、令和7年度の申請単価(1回線当たり2円)に令和8年3月末における算定対象回線数を乗じた額。 ※別紙1別添参照

② 第二種負担金の徴収方法の概要

ア 納付手段

銀行振込(振込手数料は、高速度データ伝送役務提供事業者が負担)

イ第二種負担金の額の通知

- (7) 通知の時期は、支援機関が算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を受領してから2 週間以内とする。
- (イ) 通知する事項は、各光速度データ伝送役務提供事業者の第二種 負担金の額、第二種負担金の納付期限、第二種負担金を納付する 口座名義・口座番号とする。

ウ第二種負担金の納付期限

イの通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで

エ 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

オ 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金 算定等規則第3条の規定に基づく同令の規定によらないことの許可について

○ 令和7年10月20日付TCA文書番号TCA支-B005により、支援機関から総務大臣に対し、次の概要のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る算定等規則第3条の規定に基づき、同令の規定によらないことの許可申請があり、総務省における審査の結果、10月24日付総基促第132号により、これを許可している。

1. 許可を申請した特別の理由の概要

令和7年8月末に第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた原価及び収益から算定等規則の規定に基づき支援機関が試算した第二種交付金の額は、合計で148,582,129円(約148.6百万円)。

この額に基づき、算定等規則の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円、毎月1回・年間12回の徴収を想定して合計約2,696百万円を徴収することとなる。

これは、上述した第二種交付金の額に第二種支援業務費の見込額を合計 した額の約9倍であり、すなわち、今後9年近くにわたり、新たな負担金 を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付さ れ続けることを意味する。

第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担をある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当であると考えられる。

2. 許可申請のあった算定等規則の規定によらないことの概要

支援機関からは、こうした特別の理由があるので、年に1回に限り第二種負担金を徴収し第二種交付金を交付することとしたい、このために、令和7年度の第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請に当たっては、算定等規則の規定によらずに申請単価及び第二種負担金の額を算定したい、として、算定等規則第3条の規定に基づく認可の申請があったもの

令和7年度 第二号基礎的電気通信役務に係る 第二種交付金の額及び交付方法 並びに 第二種負担金の額及び徴収方法 についての

基礎的電気通信役務支援機関からの認可申請の概要

令和7年10月28日 総合通信基盤局 基盤整備促進課

(参考) 第二号基礎的電気通信役務制度 全体概要

✓ 人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が 今後課題となることを踏まえ令和4年の改正電気通信事業法により、第二号基礎的電気通信役務制度を創設

BBユニバの対象(※1)



- ①FTTH
- ②CATVインターネット (HFC方式)
- ③ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)
- ※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る
 - ・HFC (Hybrid Fiber Coaxial) 方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸 ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
 - ・ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)は、固定通信サービス向けに専用の無線回線(例:地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの

交付金

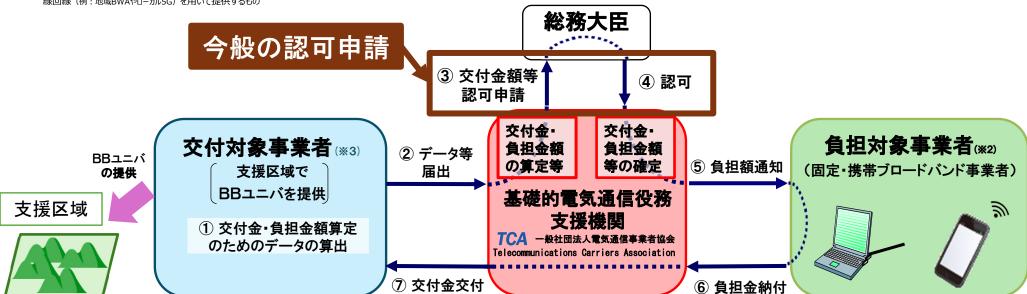
負担対象事業者(※2)から徴収する**負担金を原資とする交付金を**交付対象事業者(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア(支援区域)におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

- ※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。 各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限
- ※3 第二種適格電気通信事業者をいう。支援区域において一定の世帯カ バー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

事業者規律

B Bユニバ提供の電気通信事業者(※4) に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務等
- ※4 交付対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者



1. 認可申請の全体概要と今後の想定スケジュール

○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抜粋)

第110条の4 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種交付金の額を算定し、当該 第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第110条の5第2項 (第110条第2項準用) 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種負担金の額を算定し、第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

認可申請のあった第二種交付金の額

→ P. 3 **~**P. 9

148, 582, 129円

(NTT東日本: 143, 487, 142円 NTT西日本: 5, 094, 987円 ZTV: O円)

認可申請のあった第二種負担金の額

→ P. 10

認可申請に係る申請単価(2円/回線)× 令和8年3月末における算定対象回線数 (約450,000,000円程度を想定)

認可申請のあった交付方法・徴収方法と想定スケジュール

→ P. 11

	令和7年度							令和8年度	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~	
か	格事業者 ら 西等の届出	第二種交 第二種負 認可申請	担金 第	→ ● 二種交付金 二種負担金 (希望)・認可			(令和7	● 一報告 → ● (年度に 1 回 年度末) 第二種負担金 線数 第二種交付金	金の徴収

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ① (概要)

✓ 第二種交付金の額の算定方法は、電気通信事業法(以下「法」という。)第107条第1項第二号及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。)第5条に、概要、次のとおり規定されている。

法第107条第二号、算定等規則第5条第1~3項

- 一般支援区域 及び 特別支援区域 (大幅赤字等) に係る交付金の額
 - ◆ 6条式 (ベンチマーク方式) で算定
- ◆ 前年度の収支が<u>黒字の場合には交付しない</u>
- ✓ 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の 第二号基礎的電気通信役務の収支は<u>黒字</u>

→ P. 4



算定等規則第5条第1項

特別支援区域(未整備 または 公設) に係る交付金の額

- ◆ 7条式(収入費用方式)で算定
- ◆ 前年度の収支が**黒字の場合でも交付する**
- ✓ 7条式で算定した第二種交付金の額は、 NTT東:143.5百万円 NTT西:5.1百万円

→ P. 5 ~ 8

法第107条第二号、算定等規則第5条第4項

◆ 第二種交付金の額の上限 =6条式(ベンチマーク方式)で算定した すべての担当支援区域の赤字見込額の合計

認可申請の対象となる交付金の額

- ◆ 支援機関は、<u>赤字見込額の合計の一</u> **部に充てるための交付金**を交付する
- ✓ NTT東日本の赤字見込額:9,376百万円 NTT西日本の赤字見込額:6,642百万円
 - ➡ いずれも第二種交付金の額より大きい

→ P. 9

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ② (収支の状況の確認)

- ✓ 第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況(いずれの者も第二号基礎的FTTHアクセスサービスのみを提供)は、いずれも黒字
 - ➡ いずれの者も、第二種交付金の交付の対象は、7条式(収入費用方式)で算定する特別支援区域(未整備・公設)のみ

〇 令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況(単位:百万円)

	営業	営業費用			営業
<u>役務</u>	収益		設備管理 部門費用	設備利用 部門費用	利益
		NTT東 F	<u> 本</u>		
FTTH	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891
HFC			_		
合計	516,809	359,918	239,514	120,404	<u>156,891</u>
		NTT西日	<u> 本</u>		
FTTH	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727
HFC			_		
合計	383,797	309,069	197,306	111,763	<u>74,727</u>
		<u>ZTV</u>			
FTTH	5,289	3,963	2,588	1,375	1,326
HFC			_		
合計	5,289	3,963	2,588	1,375	<u>1,326</u>

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ③ (交付金の額の算定)

✓ 認可申請のあった第二種交付金の額(=第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた特別支援 区域(未整備・公設)に係る原価及び収益から算定したその差額)は、NTT東: 143.5百万円、NTT西: 5.1 百万円、ZTV: O円[※] ※ ZTVの担当支援区域には、特別支援区域(未整備・公設)が存在しない。

〇 認可申請のあった第二種交付金の額の算定(単位:百万円)

赤枠内委員限り

役務	担当支	援区域	原価	収益	原価-収益			
NTT東日本								
	一般支持	援区域	_	_	_			
FTTH		大幅赤字等	_	-	_			
''''	特別支援区域	未整備			5.5			
		公設			138.0			
	合計				<u>143.5</u>			
		NTT西I	<u>3本</u>					
	一般支持	爰区域	_	1	_			
FTTH	特別支援区域	大幅赤字等	_	-	_			
''''		未整備			0.9			
		公設			4.2			
	合計				<u>5.1</u>			
		<u>ZTV</u>	<u>'</u>					
	一般支持	爰区域	-	1	_			
FTTH		大幅赤字等	_	-	_			
FIII	特別支援区域	未整備	0	0	0			
		公設	0	0	0			
	合計		0	0	<u>0</u>			

赤枠内委員限り

(金額の単位:百万円)

NTT東日本

(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

			<u> </u>	
	原価	収益	原価から収益を	
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計	松 恤	控除した額
				<u>143.5</u>

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費				他人資本費用 自己資本費用	既設設備	放送との共用	合計額	
右以外	収容ルータ	小計	減価償却費	除却費	利益対応税	に係る費用	による配賦比率	口可饮

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均	原価算定の対象となった	放送役務と	放送との共用	合計額
利用部門単価(円)	回線数	共用する回線数	による配賦比率	
	10,651			

(3) 収益の額の算定

全国平均	原価算定の対象となった	放送役務と	放送との共用	海底ケーブル・陸揚局の	合計額
収益額(円)	回線数	共用する回線数	による配賦比率	使用料収入	
	10,651				

赤枠内委員限り

(金額の単位:百万円)

NTT西日本

┃(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

〇 交付金原価の部門別内訳と収益の額

	原価	収益	原価から収益を	
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計	4.2000	控除した額
				<u>5.1</u>

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費		施設保全費		更新設備	他人資本費用 自己資本費用	既設設備	放送との共用	合計額
右以外	収容ルータ	小計	更新設備 減価償却費	除却費	利益対応税	に係る費用	による配賦比率	口口饭

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均	原価算定の対象となった	放送役務と	放送との共用	合計額
利用部門単価(円)	回線数	共用する回線数	による配賦比率	
	1,077			

(3) 収益の額の算定

全国平均	原価算定の対象となった	放送役務と	放送との共用	海底ケーブル・陸揚局の	合計額
収益額(円)	回線数	共用する回線数	による配賦比率	使用料収入	
	1,077				

✓ NTT東日本及びNTT西日本において、それぞれ、原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数は、次のとおり

〇 原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数

赤枠内委員限り

役務	担当3	泛援区域数	原価等の算定対象となった区域数	原価等の算定対象 となった回線数	放送との共用
	一般支援	区域 7,553	_	-	-
FTTH		大幅赤字等 852 [※]	_	-	-
-	特別支援区域 6,163	未整備 162※	32	180	
	0,100	公設 5,273 [※]	317	10,471	
	合計			10,651	
		<u>NTT</u> 西	<u>日本</u>		
	一般支援区	域数 4,337	_	-	-
FTTH		大幅赤字等 538※	_	_	-
	特別支援区域 2,415	未整備 131※	2	165	
	_,	公設 1,757※	32	912	
	合計		34	1,077	

※ 一部重複する区域がある

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑦ (交付金上限との比較)

- ✓ 第二種適格電気通信事業者におけるすべての担当支援区域の見込み費用及び見込み収益の合計並びに当該費用から当該収益を控除した額(=交付金上限)は、NTT東日本:9,376百万円、NTT西日本:6,642百万円、ZTV:86百万円
 - ➡ NTT東日本及びNTT西日本とも、認可申請のあった第二種交付金の額(NTT東日本:143.5百万円、NTT西日本:5.1百万円)を上回っているため、当該申請のあった額を交付することが可能

〇すべての担当支援区域におけるの費用・収益の見込額(単位:百万円)

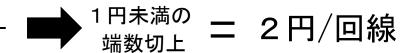
役務	見込み費用	見込み収益	見込み費用から 見込み収益を 控除した額
	<u>NT</u>	T東日本	
FTTH	21,582	12,206	9,376
HFC		_	
合計	21,582	12,206	<u>9,376</u>
	<u>NT</u>	<u>T西日本</u>	
FTTH	13,601	6,959	6,642
HFC		_	
合計	13,601	6,959	<u>6,642</u>
		ZTV	
FTTH	486	400	86
HFC		_	
合計	486	400	<u>86</u>

3. 認可申請のあった第二種負担金の額

✓ 令和7年度の認可申請に係る申請単価は、次のとおり算定されている(次ページ下部も参照)

第二種支援業務見込費用 288,983,129円

「認可申請のあった第二種交付金の額並びに 第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務 に要することが見込まれる費用の額



令和7年6月末における算定対象回線数 224,674,290回線

- ✓ 認可申請のあった第二種負担金の額は、次の算定式のとおり
 - ➡ 約450百万程度となることが想定される(次ページ下部も参照)

認可申請に係る申請単価 2円/回線 × 令和8年3月末における算定対象回線数

4. 認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法の概要は、次のとおり(本ページ下部も参照)
 - ✓ 令和8年度における第二種負担金は、令和8年3月末(令和7年度末)の算定対象回線数に基づき、1回線当たり2円を、1回に限り徴収する
 - ✓ 令和8年度における第二種交付金は、第二種負担金の徴収の後に速やかに、1回に限り交付する

(参考) 認可申請に当たっての申請単価及び第二種負担金の額の算定に係る算定等規則によらないことの許可

- ✓ 支援機関が令和7年に届出のあった第二種交付金の原価等により算定した第二種交付金の額は、148.6百万円
 - ⇒ 算定等規則等の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円となり、毎月1回、年間12回の徴収を想定して合計約2.696百万円。これは、令和8年度の第二種支援業務見込費用の約9倍の水準。
 - ⇒ 今後、第二種交付金の額や第二種支援業務見込費用が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることとなる。
- ✓ 第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担をある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当。
- ✓ こうした特別の理由があるため、令和8年度における第二種負担金の徴収及び第二種交付金の交付を1回に限ることとしたい、 そのために、算定等規則によらずに令和7年度の認可申請に係る申請単価及び第二種負担金の額を算定したいとして、支援機 関から総務大臣に対し算定等規則第3条の規定に基づく許可の申請があり、総務省における審査の結果、これを許可している。

審査結果

電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。)第 27 条及び第 29 条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

① 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第110条の4第1項の規定による 第二種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	理由
1 第二種交付金の額が第二号基 礎的電気通信役務の提供に係る 第二種交付金及び第二種負担金 算定等規則(令和7年総務省令第 16号。以下「第二号算定等規則」 という。)第5条の規定に照らし、 妥当なものであること。(審査基 準第27条(1))	適	本申請に係る第二種交付金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第5条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 (1) 本申請に係る第二種交付金の額が、同条第1項から第3項までの規定に従い、また、別記に示すとおり第二種適格電気通信事業者から届け出らお第二種で付金として、第二種適格電気通信事業者である方法により算定した額を合計する方法により算定されていること。 (2) 本申請に係る第二種交付金の額が、同条第4項の規定は係る第二種適格電気通信とに表する方法により算定されていること。 (2) 本申請に係る第二種交付金の額が、同条第4項の規定に従い、第二種適格で別ごとに、初期第二種基礎的電気通信役務の別ごとに基づき公表された同令第40条の4の6第2項の規定に基づき公表された同令第40条の4の5第1項第第二号基礎的電気通信役務収支表の額を控除して得た額に満たない額であること。 (3) 本申請に係る第二種基礎的電気通信設備を用いては、地方公共団体が所有する電気通信設務を考慮していないこと。
2 第二種交付金を第二種適格電 気通信事業者に交付する時期及 び交付する手段が適正かつ明確 に定められていること。(審査基 準第 27 条(2))	適	交付する時期(交付期限は第二種交付金の額の通知の日から40日を経過した後の最初の営業日まで)及び交付する手段(交付はセキュリティ対策を講じた銀行口座からの振込により行い、銀行振込手数料は申請者が負担)について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前二号に掲げるもののほか、第 二号基礎的電気通信役務の適切、 公平かつ安定的な提供を阻害する ものでないこと。(審査基準第27 条(3))	適	本申請は、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものであるとは認められない。

(別記) 第二種適格電気通信事業者から届け出られた資料を用いた第二種交付金の額の算定申請者は、法第 110 条の4第3項の規定に基づき第二種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社及び株式会社ZTVから届出のあった担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該役務の提供により生じた収益の額等の資料を用いて申請に係る第二種交付金の額を算定している。

② 法第 110 条の5第2項において準用する同法第 110 条第2項の規定による第二種負担金の額及び 徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 第二種負担金の額が第二号算定等規則第24条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第29条(1))	適	本申請に係る第二種負担金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第24条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 (1) 本申請に係る第二種負担金の額が、同条第1項の規定に従い、回線単価に算定対象回線数の合計数を乗ずる方法により算定されていること。 (2) 当該回線単価は、同項柱書に掲げる総務大臣が告示する方法により算定されていないものの、令和7年10月20日付TCA支-B005により第二号算定対象回線数の合計数は、同項第2号及びにおいて同年10月24日付総基促第132号によらないことの許可が申請され、総務省において同年10月24日付により第二号算定等規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年10月24日付総基促第132号により許可した方法によって算定を規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年10月24日付総基促第132号により許可した方法によって第二種負担金の額を算定することが明確に定められている。
2 第二種負担金を高速度データ 伝送役務提供事業者が納付する 時期及び納付する手段が適正か つ明確に定められていること。 (審査基準第29条(2))	適	納付する時期(納付期限は第二種負担金の額の通知から一月を経過した後の最初の営業日まで)及び納付する手段(納付はセキュリティ対策を講じた申請者の銀行口座への振込により行うこととし、銀行振込手数料は第二種負担金を納付する者が負担)について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前二号に掲げるもののほか、第 二号基礎的電気通信役務の適切、 公平かつ安定的な提供を阻害する ものでないこと。(審査基準第29 条(3))	適	本申請は、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものであるとは認められない。

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B O O 4 令和7年10月20日

総務大臣村上誠一郎 殿

郵 便 番 号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第 110 条の 4 第 1 項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。)第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は「148,582,129円」となる。

• NTT東日本株式会社 143,487,142円

• NTT西日本株式会社 5,094,987円

株式会社ZTV 0円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表 1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない(注1)。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により(前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので)、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

(注1) 各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に

要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵 政省令 第 25 号。以下「施行規則」という。)第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規 定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務 収支表の第一表(資料 1 ~ 3)による。収支の概要を【別表 2 - 1】に示す。

(参考1) 電気通信事業法第107条第二号(抜粋)

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあっては、当該交付金の額を算定する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

- (2) 特別支援区域のうち<u>算定等規則第5条第1項第二号イにより算定される単位区域</u>(次の(3)の単位区域を除く単位区域)に係る第二種交付金
 - ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的FTTHアクセスサービス(施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの)に係るもののみである。
 - ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的FTTHアクセスサービス(施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの)に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者についても算定等規則第5条第1項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零(0円)となる(交付金の額=0円)。

(参考2) 算定等規則第第5条第3項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、<u>前項に規定する控除し</u> <u>て得た額</u>が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞ れ零とする。

(3) 特別支援区域のうち<u>算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域</u>(施行規則 第40条の8の5第2項各号のいずれかに該当するもの(電気通信事業法の一部を改正する法 律(令和4年法律第第70号)の施行日(令和5年6月16日)において当該各号のいずれかに 該当するものに限る。)に係る第二種交付金

(参考3) 施行規則第40条の8の5第2項(抜粋)

- 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に 規定する規模が(注 100分の50)を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電 気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表1のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数(算定等規則第15条第6項、同第16条第3項関係)は次の表2のとおり。

表 1 算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域として届出があった担当支援 区域数

	算定等規則第5条第1	計	
	(FTTHアクセスサ·		
	算定等規則第 15 条第 2	2項第二号のイ、ロの別	
	7	П	
	施行規則第 40 条の 8	施行規則第 40 条の8	
	の5第2項第一号に該	の5第2項第二号に該	
	当する単位区域	当する単位区域	
NTT東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
NTT西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社ZTV	なし	なし	なし
計	3 4	3 4 9	383

表 2 算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援 区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
NTT東日本株式会社		'	10, 651
NTT西日本株式会社			1, 077
計		,	11, 728

② NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社について、算定等規則第 5 条第 1 項第 二号口により、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第 7 条にしたがって同規則第 14 条 から第 16 条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第 17 条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額(その額が 0 以下の場合は 0)を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役 務は考慮していない(算定等規則第5条第5項)。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2)から(3)までによって算定したNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額(【別表2-2】)を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした(算定等規則第5条第4項)。

- NTT東日本株式会社 143, 487, 142円 < 9, 376, 100, 188円
- NTT西日本株式会社 5,094,987円 < 6,641,955,005円

(参考4) 算定等規則第5条第4項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和7年3月31日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第19条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関(電気通信事業法第 106 条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。)が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数(令和8年3月末の回線数)を支援機関が受領してから2週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記1の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第 22 条 1 項に規定する事由が生じた場合は、 同項の規定に基づき上記 1 の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第 22 条 2 項の規定により按分した

額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第22条3項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門(算定等規則第14条)の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A: 次のB以外の設備の場合 a_A+b_A+c_A+d_A (第14条第2項)

B: 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B+b_B+c_B+d_B) \times 2/3$ (第

15条第6項)

a: 第14条第2項第一号 施設保全費等 (=a_A+a_B×2/3)

b: 同 第二号 更新した設備の減価償却費(=b_A+b_B×2/3)

c: 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税

 $(=c_A+c_B \times 2/3)$

d: 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用

 $(= d_A + d_B \times 2 / 3)$

- (1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。
 - ① 原価の届出があった算定等規則第 15 条第 2 項第一号イ又は口に該当する単位 区域は、いずれも令和6年度末において特別支援区域として指定されていたた め、これらの単位区域については、同イ又は口(1)の規定にかかわらず、電 気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第72号)の施行の日(令和 5年6月16日)の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新た に設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に 係る費用を算定している(算定等規則附則第2項)。
 - ② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない(第15条第2項第二号)。
 - ③ 第二号基礎的FTTHアクセスサービスの提供に必要となる収容ルータに係る費用は原価として算定していない(第15条第2項第三号)。
 - ④ 上記 a の計算において乗じる係数 (第 14 条第 2 項第一号) は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた (第 15 条第 2 項第四号。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記dの既に設置されている設備に係る費用の計算は、第14条第2項第四号の 規定によっている(総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類 する単価を用いて計算している)。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない(第15条第5項関係)。

2. 算定等規則第16条(設備利用部門)の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のCとDの 額の合計額

C: (次のDの設備以外の設備の場合) e×f(第16条第2項)

D: (放送役務と共用している設備の場合) e×g×2/3 (第 16 条第 3

項)

e 全国平均利用部門原価

令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な費用(広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。)を平均回線数(※)で除した額(第16条第2項)

※ 令和6年度末の回線数と令和5年度末の回線数の合計を2で除して得た 値

f: g以外の回線数

g: 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及びgの回線数は、第16条第2項の規定によっている(第9条第3項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数であ

る)。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額(第17条第2項第一号)

E: (次のFの設備以外の設備の場合) h×f (第17条第2項第一号)

F: (放送役務と共用している設備の場合) h×g×2/3 (第17条第2項

第二号)

h: 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収益の額 (算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。)を上記平均回線数で除して得た額

G: 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額(第17条第2項第三号)

(1) 上記 hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
. 原価 A+B+C+D		
算定等規則第 14 条(設備管理部門)の原価 A + B		
A:次のB以外の設備の場合 a д + b д + c д + d д (第 14 条第 2 項)		
B: 放送役務と共用している設備の場合 (a _B +b _B +c _B +d _B)×2/3(第15条第6項)		
a: 施設保全費等(第 14 条第 2 項第一号)		
b: 更新した設備の減価償却費(第 14 条第 2 項第二号)、除却費/撤去費用(第 15 条		
第2項第三号)		
c: 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税(第 14 条第 2 項第三号)		
d: その他既に設置されている設備に係る費用(第14条第2項第四号)		
- 算定等規則第 16 条(設備利用部門)の原価 C+D		
C: e×f (第2項)		
D: e×g×2/3 (第3項)		
e: 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額		
f: 当該担当支援区域における回線数のうちg以外の回線数		
g: 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数 (第3項)		
- 収益の額(算定等規則第 17 条) E + F + G		
E: h×f(第一号)		
F: h×g×2/3(第二号)		
h: 全国平均収益額		
G: 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の		
収益の額(第三号)		
ーⅡ. 交付金の額	143, 487, 142 円	5, 094, 987

(注) 端数のため合計(単位支援区域ごとに足し上げた額)と表の内訳が合わない場合がある。

令和8年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者	交付金の額	説明箇所
算定方法(第5条第1項)	算定した額(円)	
NTT東日本株式会社	143, 487, 142 円	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	143, 487, 142	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文 1 (2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	143, 487, 142	申請書本文 1 (3)
単位区域)		別紙 算定の詳細
NTT西日本株式会社	5, 094, 987 円	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	5, 094, 987	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文1(2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	5, 094, 987	申請書本文 1 (3)
単位区域)		別紙 算定の詳細
株式会社ZTV	田の田	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	0	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文 1 (2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	0	申請書本文 1 (3)
単位区域)		
合計	148, 582, 129 円	
第一号(一般支援区域)	_	
第二号(特別支援区域)	148, 582, 129	
イ (次の口を除く単位区域)	0	
口(施行規則第40条の8の5第二号の単位区域)	148, 582, 129	

【別表2-1】第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支(第1表)の概要

第二種適格	役務の細目	営業費用①	営業収益②	1)-2
電気通信		(円)	(円)	(円)
事業者				
NTT	FTTHアクセス	359, 918, 392, 072	516, 808, 929, 572	△156, 890, 537, 500
東日本	CATVアクセス	-	-	-
株式会社	合計	359, 918, 392, 072	516, 808, 929, 572	△156, 890, 537, 500
NTT	FTTHアクセス	309, 069, 422, 031	383, 796, 765, 478	△74, 727, 343, 447
西日本株式会社	CATVアクセス	-	-	_
林式云社	合計	309, 069, 422, 031	383, 796, 765, 478	△74, 727, 343, 447
	FTTHアクセス	3, 962, 805, 162	5, 289, 116, 100	△1, 326, 310, 936
株式会社 ZTV	CATVアクセス	_	_	_
	合計	3, 962, 805, 162	5, 289, 116, 100	△1, 326, 310, 936

【別表2-2】第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

第二種適格	役務の細目	全ての担当支援区	全ての担当支援区	1)-2
電気通信		域における第二号	域における第二号	
事業者		基礎的電気通信役	基礎的電気通信役	
		務の提供に要する	務の提供により生	
		と見込まれる費用	ずると見込まれる	
		の額① (円)	収益の額② (円)	(円)
NTT				
東日本	FTTHアクセス	21, 582, 207, 100	12, 206, 106, 912	9, 376, 100, 188
株式会社				
NTT				
西日本	FTTHアクセス	13, 601, 326, 493	6, 959, 371, 488	6, 641, 955, 005
株式会社				
株式会社				
TANKATI ZTV	FTTHアクセス	485, 857, 471	400, 348, 644	85, 508, 827
2 I V				

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から 2025年3月31日まで

第1表 第14条の3第1項第1号 第2号及び第3号に掲げるもの

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの							
			営業費用				
役務の細目	営業収益		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	営業利益	摘要	
		9	9				
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-	
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの		2	L	1	1	- 2	
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	:-	:-	-	1	1	- - -	
合 計	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-:	

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に 必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域に おける第二号基礎的電気通 信役務の提供に要すると見 込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域に おける第二号基礎的電気通 信役務の提供により生ずると 見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	12	T.S.	=
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	7-	: -	-
合 計	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、 同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信後務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信後務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

(単位 円)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から 2025年3月31日まで

		営業費用				
役務の細目	営業収益		うち設備管理部門費用うち設備利用部門費用		営業利益	摘要
第14条の3第1項第1号に掲げるもの	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	=
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	:=	2.7	5	=
第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	s=	5.7	5	=
合 計	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	=

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に 必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に 必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配験しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域にお ける第二号基礎的電気通信 役務の提供に要すると見込ま れる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信 役務の提供により生ずると見 込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額	
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005	
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	127	-	
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	=	-	-	
合 計	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005	

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、 同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
 - 本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
 - 2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

(単位 円)

様式第38の2の3(第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係) 第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社ZTV

2024年4月1日から 2025年3月31日まで (単位円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

All Afr or Am III	37.4 ARC 11-1 ARC	営業費用			24 244 7 (1 24	late and
役務の細目	営業収益		うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用	営業利益	摘要
1 第14条の3第1項 第1号に掲げるもの	5,289,116,100	3,962,805,162	2,587,744,026	1,375,061,136	1,326,310,938	
2 第14条の3第1項 第2号に掲げるもの	0	0	0	0	0	
3 第14条の3第1項 第3号に掲げるもの	49,868,110	263,817,055	251,961,632	11,855,423	△ 213,948,945	
合 計	5,338,984,210	4,226,622,217	2,839,705,658	1,386,916,559	1,112,361,993	-

注記1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則(昭和60年 郵政省令第5号)及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第16号)に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供 に要すると見込まれる費用の額等

	(1) 全ての担当支援区	(2) 全ての担当支援区	(3) (1)から(2)を減
	域における第二号基	域における第二号基	じた額
役務の細目	礎的電気通信役務の	礎的電気通信役務の	
	提供に要すると見込	提供により生ずると	
	まれる費用の額	見込まれる収益の額	
1 第14条の3			
第1項第1号	485,857,471	400,348,644	85,508,827
に掲げるもの			
2 第14条の3			
第1項第2号	0	0	0
に掲げるもの			
3 第14条の3			
第1項第3号	0	0	0
に掲げるもの			
合計	485,857,471	400,348,644	85,508,827

第3表 交付金等

77.027 711111	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交 付 金	0	0	0	
2 負 担 金	0	0	0	
11-1	0	0	0	

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - B O O 6 令和7年10月20日

総務大臣村上誠一郎 殿

郵 便 番 号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

 かいちょう
 しまだ
 あきら

 会長
 島田
 明

電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定により、第二種 負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 第二種負担金の額
 - (1) 高速度データ伝送役務提供事業者 別表の98事業者(令和7年10月現在)
 - (2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額
 - ① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。)第3条の規定に基づく認可申請書(TCA支-BOO5(令和7年10月20日)(以下「3条許可申請書」という。別添資料1)別紙中1 ① 及び総務省告示第316号(令和7年9月12日)第2条の規定にしたがって、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

令和7年度の申請単価 2円/回線 × 令和8年3月末における高速度データ (別紙1) 伝送役務提供事業者の算定対象回線数 (注)

(注) 算定等規則第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和 8 年 3 月末の算定対象回線数 (電気通信事業報告規則 (昭和 63 年郵政省令第 46 号) 第

- 9条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和8年 3月末における回線数)。
- ② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が100分の3(電気通信事業法施行令(昭和60年4月1日政令第75条)第5条の2第2項)を超える場合は、当該算定対象収益の額に100分の3を乗じて得た額とする(電気通信事業法第110条の5第1項、算定等規則第24条第3項)。

当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(3) 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法 算定等規則第27条で定められた算定方法によっている。

2 徴収方法

令和8年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記 1 (2) により算定した額を年に1回徴収することとする (3条許可申請書別紙中2①のとおり)。

(1) 納付手段

- ① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
- ② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供 事業者が負うものとする。
- (2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者(納付すべき第二種負担金の額がO円の事業者を除く。) に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数(令和8年3月末の回線数)を支援機関が受領してから2週間以内

- ② 通知する事項
 - ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
 - イ 第二種負担金の納付期限
 - ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号
- (3) 第二種負担金の納付期限

上記(2)①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの 日数日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする(電気通信事業法第110 条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項。電気通信事業法施行令 (昭和64年4月1日政令第75号第30条))。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する(予め特定された者による認証操作を要するものとする。)。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。
- 3 第二種支援業務に係る経理の状況 該当なし。

令和7年度の申請単価について

令和7年度の申請単価は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく認可申請書」(TCA支-BOO5 (令和7年10月20日))(以下「3条認可申請書」という。別添資料1)及び総務省告示第316号(令和7年9月12日)(以下「回線単価告示」という。)第2条及び附則第2項により次の式を用いて算定した。

第二種支援業務見込費用(A)

(288, 983, 129 円)

= 2円/回線

合計算定対象回線数(B) (224, 674, 290 回線) (1円未満端数切り上げ)

 $A = a_1 + a_2 = 288,983,129 \, \text{P}$

a1: 令和8年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額

= 148,582,129円

a 2: 令和8年度の第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額(支援業務費)

= 140,401,000円

B = 回線単価告示第2条の合算算定対象回線数 = 224,674,290回線

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則規則(令和7年総務省令第 16 号)第 25 条第 2 項の規定により総務大臣が算定し、総務大臣通知書(総基第 129 号(令和7年 10 月 3 日))(別添資料 2)により支援機関あて通知された回線数。3 条許可申請書の別紙中 1 夕及び 2 ①により、同規則第 24 条第 1 項第二号及び同規則附則第 3 項にかかわらずこの回線数を合算算定対象回線数として用いる。

(参考) 総務省告示第 316 号 (令和 7 年 9 月 12 日) (抄)

第2条 申請単価は、<u>第二種支援業務見込費用(第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付</u>及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以

下同じ。)から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額(同項において「徴収必要見込額」という。)を合計算定対象回線数(第二号算定等規則第二十四条第一項第二号(第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる値をいう。以下同じ。)で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

(以下略)

2 前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

附則

2 令和七年度に行う申請単価の算定に係る第二条第一項の規定の適用については、 同項中「第二種支援業務見込費用(第二種負担認可の申請の日が属する事業年度 の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及 びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。 以下同じ。)から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額(同項において 「徴収必要見込額」という。)」とあるのは、「<u>第二種支援業務見込費用(第二種負</u> 担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第 二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込ま れる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。)」とする。

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費 及び第二号基礎的電気通信役務制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・ コールセンター委託等の支援業務に係る費用から算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

	区 分	金額
(ア)支援機関の	(a) 人件費	48, 247, 000 円
運営費用	(b)物件費等	15, 012, 000 円
	(c) 小計	63, 259, 000 円
(イ)周知費用	(a)新聞広告・パンフレット作成費等	64, 404, 000 円
	(b) コールセンター委託費	12,738,000 円
	(c)小計	77, 142, 000 円
(ウ)合計		140, 401, 000 円

区分	金額
(1)当年度費用額	140, 401, 000 円
(2)前期繰越収支差額	0 円
(3) 差額 [=(1)-(2)]	140, 401, 000 円

2 アルテリア・ネットワークス株式会社 3 イープロードコミュニケーションズ株式会社 4 イッツ・コミュニケーションズ株式会社 5 射水ケーブルテレビ株式会社 6 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 7 株式会社STNet 8 株式会社TTドコモ 10 NTT西日本株式会社 11 NTT東西本株式会社 12 NTTメディアサプライ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社変優CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大クケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大坂ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オ会社アープルテレビ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社オ会社オャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社のープルテレビ 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社で、ティーアイアインテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ 30 KDDI株式会社で、アインテレビ 31 ケーブルテレビ 32 株式会社アーブルテレビ 34 株式会社アーブルメディアリークセンター 39 山陰ケーブルティア・ティ・・ティ・・ティ・・ワイ・カー・リークセンター 39 <th>_</th> <th>令和7年10月現在 98社(五十音順)</th>	_	令和7年10月現在 98社(五十音順)
3 イーブロードコミュニケーションズ株式会社 4 イッツ・コミュニケーションズ株式会社 5 射水ケーブルネットワーク株式会社 6 守都宮ケーブルテレビ株式会社 7 株式会社STNet 8 株式会社TNet 9 株式会社STNet 10 NTT画日本株式会社 11 NTTEVジネスソリューションズ株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社でデーナノイ株式会社 15 株式会社交社交がテーブルテレビ 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレビム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 10 本株式会社大垣ケーブルテレビ 20 神郷セルラー電話株式会社 21 株式会社オデテージ 22 金沢ケーブルネットワーク株式会社 23 株式会社QTnet 24 九州テレ・コミュニケーブルテレビ株式会社 25 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 22 株式会社イケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ協川 34 株式会社ケーブルテレレインルデンアリトリークセンター 39 山路ケーブルビジョン株		株式会社秋田ケーブルテレビ
4 イッツ・コミュニケーションズ株式会社 5 射水ケーブルネットワーク株式会社 6 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 7 株式会社エヌ・シィ・ティ 9 株式会社NTTドコモ 10 NTT専日本株式会社 11 NTT東本株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサブライ株式会社 14 株式会社エネコム 15 株式会社変優CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレビム会社 18 株式会社大量ケーブルテレビ 19 OTN e t 株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オッデージン 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社オッテージン 24 九州テレ・コシニュニケーションズ株式会社 25 株式会社のアーブルテレビ 26 近鉄ケーブルネットワレビ 27 株式会社 KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社 KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社 CDI株式会社 30 株プープルテレビ株式会社 31 ケーブルテレブレデンアリンデステレアリープリースト 32 株式会社ケーブルテレアリンドステレアリースト 33 株式会社ケーブルデントフルインスト <	2	アルテリア・ネットワークス株式会社
5 財水ケーブルネットワーク株式会社 6 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 7 株式会社STNet 8 株式会社STNet 8 株式会社STNet 9 株式会社NTTドコモ 10 NTT恵日本株式会社 11 NTTガジネスソリューションズ株式会社 12 NTTメディアサプライ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社変優CATV 16 エルシープイ株式会社 17 大クケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 18 株式会社大垣ケーブルボス会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社マープルデンターションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルデンターブルデレビ 28 グリーンシティケーブルデンテレビ 29 株式会社CN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルデン会社 32 株式会社ケーブルデンビ 33 株式会社ケーブルメット下間 35 株式会社ケーブルメットアープルデントラークトライントラークトラークトラークトラークトラークトラークトラークトラークトラークトラーク	3	イーブロードコミュニケーションズ株式会社
 6 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 7 株式会社STNet 8 株式会社NTTドコモ 10 NTT恵日本株式会社 11 NTT東日本株式会社 11 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサブライ株式会社 14 株式会社でネコム 15 株式会社で表され 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプデージ 22 金沢ケーブル株式会社 21 株式会社オッチネットワーク 22 加州テレ・コミュニケーションズ株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社のアーブルテレビ 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社の販都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ品川 33 株式会社ケーブルテレビ品川 34 株式会社ケーブルテレビ品山 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社で、コニティネットのアクセンター 39 山陸ケーブルビディス会社 41 CONet株式会社 42 株式会社・シュニティネットワークセンター 39 山陸ケーブルドジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CONet株式会社 42 株式会社・ティー・ワイ 43 株式会社・アイーム和南・神奈川 44 株式会社ジェイコム和南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコムカ州 	4	イッツ・コミュニケーションズ株式会社
7 株式会社STNet 8 株式会社TXx・シィ・ティ 9 株式会社NTTドコモ 10 NTT両日本株式会社 11 NTT更日本株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサブライ株式会社 14 株式会社変媛CATV 15 株式会社変媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社大丁テージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社フ・フージーブルマークー 24 九州テレ・コミニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自動ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社とケーブルテレビ協川 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルネット下関 34 株式会社ケーブルネット所属 35 株式会社ケーブルネットの廃 36 株式会社ケーブルネットの廃 37 株式会社フェス株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社ジェイコム内 44 株式会社ジェイコムカ州南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州	5	射水ケーブルネットワーク株式会社
8 株式会社エヌ・シィ・ティ 9 株式会社NTTドコモ 10 NTT西日本株式会社 11 NTT東日本株式会社 12 NTTメディアサプライ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社エネコム 15 株式会社受媛CATV 16 エルシケーブルテレコム株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 18 株式会社オプテージ 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 22 金沢ケーブル株式会社・マージョンズ株式会社 23 株式会社とヤーブルネットワーク株式会社 25 株式会社自動ケーブルテレビ株式会社 26 が式会社をの京都 30 KDDI株式会社 27 株式会社をいテレビ株式会社 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ株式会社 33 株式会社ケーブルネット下園 34 株式会社ケーブルネット下園 35 株式会社ケーブルネットアリークセンター 36 株式会社でディティアリークセンター 37 株式会社でディス会社 40 シーシーエヌ株式会社 42 株式会社・ディス会社・株式会社・株式会社・株式会社・株式会社・ボス会社・株式会社・ボス会社・株式会社・ボス会社・株式会社・株式会社・ボス会社・株式会社・株式会社・ディーシー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・カー・アイ・アイ・カー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	6	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
9 株式会社NTTドコモ 10 NTT西日本株式会社 11 NTT東日本株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサブライ株式会社 14 株式会社エネコム 15 株式会社愛媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オブテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社自動ケーブルテレビ 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自動ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ 29 株式会社を粉ケーブルテレビ 29 株式会社のTret 20 株式会社のサーブルテレビ高山 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルアレビ品川 33 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルネット下関 36 株式会社ケーブルネットが廃 37 株式会社ケーブルネットが廃 38 株式会社ケーブルネットが廃 39 株式会社ケーブルネットが廃 30 ドロロ「株式会社ケーブルネットが廃 31 ケーブルアレビ部は 32 株式会社ケーブルネットで関 35 株式会社ケーブルネットで関 36 株式会社ケーブルスディアワイワイ 37 株式会社の場所は高います。大きないますないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないます。大きないますないます。大きないます。大きないますないます。大きないますないます。大きないますないますないますないます。大きないますないますないますないますないますないますないますないますないますないます	7	株式会社STNe t
10 NTT酉日本株式会社 11 NTT東日本株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社変媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社東ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテービ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社マ・ブルマン・コークーク 24 九州テレ・コニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社とKCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協山 33 株式会社ケーブルネットアリンター 34 株式会社ケーブルネットアリフィットアリスター 35 株式会社ケーブルボディアフィー 36 株式会社ケーブルビジョン株式会社 37 株式会社ケーブルビジョン株式会社 38 株式会社ケーブルビジョン株式会社 40 レーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社JWAイコ	8	株式会社エヌ・シィ・ティ
11 NTT東日本株式会社 12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社業婦CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社オーッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルネット下関 36 株式会社ケーブルネットアロイ 37 株式会社ケーブルデンティア・フトワイ 38 株式会社広域会社 40 シーシーエス株式会社 42 株式会社 JWAY 44 株式会社 JWAY 44 株式会社・ディーコムカー <td< th=""><th>9</th><th>株式会社NTTドコモ</th></td<>	9	株式会社NTTドコモ
12 NTTビジネスソリューションズ株式会社 13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社エネコム 15 株式会社受媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社イン・フルネス会社 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社角敷ケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDI I 株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ部川 33 株式会社ケーブルテレビ部川 33 株式会社ケーブルネット下関 34 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルネット下関 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニル六 38 株式会社広域高速ネットニル六 40 シーシーエヌ株式会社 42 株式会社「WAY 44 株式会社・ディーンル州 45 株式会社・ディーンル州 <t< th=""><th>10</th><th>NTT西日本株式会社</th></t<>	10	NTT西日本株式会社
13 NTTメディアサプライ株式会社 14 株式会社変媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社フプープルマン 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自動ケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ株式会社 33 株式会社ケーブルテレビ株式会社 34 株式会社ケーブルテレビ協川 35 株式会社ケーブルテレビを助廃 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社JWAY 44 株式会社ジェイコム州南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコムカ州	11	NTT東日本株式会社
14 株式会社要媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自動ケーブルテレビ 28 が、会社をのアイン・ディアアノビ 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ品川 33 株式会社ケーブルテレビ品川 34 株式会社ケーブルテレビ品川 35 株式会社ケーブルネット下関 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社ケーブルギット・デスタートライト 38 株式会社ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社・ディー・ディー・ディー・ワイ・サイン・ディー・ワイ・サイン・ディー・サイ・サイ・フィー・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・サイ・	12	NTTビジネスソリューションズ株式会社
15 株式会社愛媛CATV 16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ 33 株式会社ケーブルテレビ 34 株式会社ケーブルテレビ 35 株式会社ケーブルネット防鹿 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社の表社の表社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社	13	NTTメディアサプライ株式会社
16 エルシーブイ株式会社 17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTN e t 株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社・ナッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社角敷ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社 K C N 京都 30 K D D I 株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ協川 34 株式会社ケーブルテレビ協山 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社の表社会社 38 株式会社の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	14	株式会社エネコム
17 大分ケーブルテレコム株式会社 18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社自動ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDI株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDI株式会社 30 KDI株式会社ケーブルテレビ株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社アーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルネット下関 34 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社に成場高速ネットニカウ 38 株式会社でディアリークセンター 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社シー・ティー・ワイ・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー	15	株式会社愛媛CATV
18 株式会社大垣ケーブルテレビ 19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社CN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ協川 34 株式会社ケーブルテレビ協加 35 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルネット下関 36 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社ケーブルメディアワイワイ 38 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社でリンルビットル大 38 株式会社でリンドボス会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社 JWAY 44 株式会社 JWAY 44 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコム九州	16	エルシーブイ株式会社
19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ協川 34 株式会社ケーブルテレビ協山 35 株式会社ケーブルテレビ協山 36 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社のまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	17	
19 OTNet株式会社 20 沖縄セルラー電話株式会社 21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ協川 33 株式会社ケーブルテレビ協川 34 株式会社ケーブルテレビ協山 35 株式会社ケーブルテレビ協山 36 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社のまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	18	株式会社大垣ケーブルテレビ
21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ島川 33 株式会社ケーブルテレビ富山 34 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社エミュニティネットワークセンター 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社シー・ティー・ワイ 43 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコム九州	19	OTNet株式会社
21 株式会社オプテージ 22 金沢ケーブル株式会社 23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社倉敷ケーブルテレビ株式会社 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ島川 33 株式会社ケーブルテレビ富山 34 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社エミュニティネットワークセンター 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社シー・ティー・ワイ 43 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコム九州	20	沖縄セルラー電話株式会社
23 株式会社キャッチネットワーク 24 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 25 株式会社QTnet 26 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 27 株式会社育敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ品川 33 株式会社ケーブルテレビ富山 34 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社広域高速ネットニ九六 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州 46 株式会社ジェイコムカ州	21	株式会社オプテージ
24九州テレ・コミュニケーションズ株式会社25株式会社QTnet26近鉄ケーブルネットワーク株式会社27株式会社倉敷ケーブルテレビ28グリーンシティケーブルテレビ株式会社29株式会社KCN京都30KDDI株式会社31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネットニ九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカ州	22	金沢ケーブル株式会社
25株式会社QTnet26近鉄ケーブルネットワーク株式会社27株式会社倉敷ケーブルテレビ28グリーンシティケーブルテレビ株式会社29株式会社KCN京都30KDDI株式会社31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ島川33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネットニ九六38株式会社ゴミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカ州	23	株式会社キャッチネットワーク
26近鉄ケーブルネットワーク株式会社27株式会社倉敷ケーブルテレビ28グリーンシティケーブルテレビ株式会社29株式会社KCN京都30KDDI株式会社31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社リンイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカ州	24	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社
27 株式会社倉敷ケーブルテレビ 28 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 29 株式会社KCN京都 30 KDDI株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ品川 33 株式会社ケーブルテレビ富山 34 株式会社ケーブルネット下関 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネットニ九六 38 株式会社コミュニティネットワークセンター 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社ジー・ティー・ワイ 43 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムカ州	25	株式会社QTnet
28グリーンシティケーブルテレビ株式会社29株式会社KCN京都30KDDI株式会社31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルネット鈴鹿36株式会社広域高速ネットニ九六37株式会社広域高速ネットニ九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカ州	26	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
29株式会社KCN京都30KDDI株式会社31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコム九州	27	株式会社倉敷ケーブルテレビ
30 KDD I 株式会社 31 ケーブルテレビ株式会社 32 株式会社ケーブルテレビ畠川 33 株式会社ケーブルネット下関 34 株式会社ケーブルネット予磨 35 株式会社ケーブルメディアワイワイ 37 株式会社広域高速ネット二九六 38 株式会社コミュニティネットワークセンター 39 山陰ケーブルビジョン株式会社 40 シーシーエヌ株式会社 41 CCNet株式会社 42 株式会社シー・ティー・ワイ 43 株式会社 J W A Y 44 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムウエスト 46 株式会社ジェイコム九州	28	グリーンシティケーブルテレビ株式会社
31ケーブルテレビ株式会社32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルネット下関34株式会社ケーブルネット所関35株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	29	株式会社KCN京都
32株式会社ケーブルテレビ品川33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ36株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコム九州	30	KDDI株式会社
33株式会社ケーブルテレビ富山34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ36株式会社広域高速ネット二九六37株式会社広域高速ネットニ九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	31	ケーブルテレビ株式会社
34株式会社ケーブルネット下関35株式会社ケーブルメディアワイワイ36株式会社広域高速ネット二九六37株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカナスト46株式会社ジェイコムカ州	32	株式会社ケーブルテレビ品川
35株式会社ケーブルネット鈴鹿36株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社ブェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	33	株式会社ケーブルテレビ富山
36株式会社ケーブルメディアワイワイ37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 J W A Y44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムカエスト46株式会社ジェイコム九州	34	株式会社ケーブルネット下関
37株式会社広域高速ネット二九六38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 J W A Y44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	35	株式会社ケーブルネット鈴鹿
38株式会社コミュニティネットワークセンター39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社 J W A Y44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	36	株式会社ケーブルメディアワイワイ
39山陰ケーブルビジョン株式会社40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	37	株式会社広域高速ネット二九六
40シーシーエヌ株式会社41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	38	株式会社コミュニティネットワークセンター
41CCNet株式会社42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	39	山陰ケーブルビジョン株式会社
42株式会社シー・ティー・ワイ43株式会社JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	40	シーシーエヌ株式会社
43株式会社JWAY44株式会社ジェイコム湘南・神奈川45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	41	
44 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 45 株式会社ジェイコムウエスト 46 株式会社ジェイコム九州	42	株式会社シー・ティー・ワイ
45株式会社ジェイコムウエスト46株式会社ジェイコム九州	43	株式会社JWAY
46 株式会社ジェイコム九州	44	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
	45	株式会社ジェイコムウエスト
47 株式会社ジェイコム埼玉・東日本	46	株式会社ジェイコム九州
	47	株式会社ジェイコム埼玉・東日本
48 株式会社ジェイコム札幌	48	株式会社ジェイコム札幌

49	株式会社ジェイコム千葉
50	株式会社ジェイコム東京
51	JSAT MOBILE Communications株式会社
52	株式会社JTOWER
53	上越ケーブルビジョン株式会社
54	湘南ケーブルネットワーク株式会社
55	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
56	スカパーJSAT株式会社
57	スターキャット株式会社
58	Starlink Japan合同会社
59	株式会社ZTV
60	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
61	ソフトバンク株式会社
62	多摩ケーブルネットワーク株式会社
63	知多メディアスネットワーク株式会社
64	株式会社中海テレビ放送
65	中部テレコミュニケーション株式会社
66	株式会社ちゅピCOM
67	土浦ケーブルテレビ株式会社
68	株式会社テレビ岸和田
69	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
70	東京ケーブルネットワーク株式会社
71	株式会社TOKAIケーブルネットワーク
72	株式会社トコちゃんねる静岡
73	豊橋ケーブルネットワーク株式会社
74	株式会社長崎ケーブルメディア
75	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
76	株式会社日本ネットワークサービス
77	株式会社ニューメディア
78	パナソニックアビオニクスコーポレーション
79	BAN-BANネットワークス株式会社
80	BTV株式会社
81	ひまわりネットワーク株式会社
82	姫路ケーブルテレビ株式会社
83	株式会社ファイバーゲート
84	株式会社ファミリーネット・ジャパン
85	福井ケーブルテレビ株式会社
86	富士通株式会社
87	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
88	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社 ミクスネットワーク株式会社
89 90	ミクスネットリーク株式会社 宮崎ケーブルテレビ株式会社
90	国間グーブルテレビ株式会社 山口ケーブルビジョン株式会社
92	UQコミュニケーション 株式会社
93	YOUテレビ株式会社
94	横浜ケーブルビジョン株式会社
95	楽天モバイル株式会社
96	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
97	株式会社ワイヤレスゲート
98	Wireless City Planning株式会社
	THE TOTAL STREET

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び 第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B O O 5 令和7年10月20日

総務大臣村上誠一郎 殿

郵 便 番 号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

1 許可を受けたい事項

令和8年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法(以下「法」という。)第110条の5第2項において準用する同法 第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)が総 務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(以下「算定等規則」という。)第24条(第二種負担金の額の算定方法)第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示(令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。)第1条(用語)第一号に定める申請単価を令和8年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和8年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること(①及び②関連)
- ②算定等規則附則第3項(第二種負担金の額の算定の特例)の規定によらずに、同令第24条(第二種負担金の額の算定方法)第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること(①関連)

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

① 令和8年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第 24 条第 1 項において、同項第一号の<u>回線単価</u>に、同項第二号の<u>算定対象回線数</u>(同令第 25 条第 1 項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数)<u>の合計数</u>を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、 年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額の算定に用いるもの、と定義されている(**①**関連)。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月1回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した 12 か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように 12 か月分の通知がなされない場合については、同令附則第3項において、12 か月分に換算すべきことが規定されている(②関連)。

仮に、これらの規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は1円となり、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、合計で約2,696百万円となる(試算:回線単価1円×224,674,290回線×12月)。これは、令和8年度に交付する交付金の額(148,582,129円)及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用(140,401,000円)の合計である約289百万円の約9倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せず、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付される続けることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申(注)によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る 第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされ ており、この観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- (注) · 令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - 令和6年3月28日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和8年度以降の複数年度において交付する交付金の原資を令和8年度中に徴収することとなることを回避するために、令和8年度における負担金の徴収を年間1回限りとすることとし、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和8年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る1か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第3項の規定によらず、第24条第1項第二号の算定対象回線数として令和7年6月末の1か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は2円/年となることから、負担金の徴収を年間2回とし、1回あたり1円/回線を徴収する(2か月分の回線数を用いる)ことも考えられるが、上述の考え方に加え、約100者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、2円/回線を年間1回に限り徴

収することがより適当である。

② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額の算定に用いるもの、と定義されている(①関連)。

令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該1回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づきに算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間1回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に1回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者98社のうち86社の事業年度末が3月31日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和7年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該1回を令和7年度末(令和8年3月末)の回線数に基づくものとすることが望ましく、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和7年度末(令和8年3月末)の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

(公印省略)

総基促第129号令和7年10月3日

一般社団法人 電気通信事業者協会 会長 島田 明 殿

総務大臣村上誠一郎

通 知書

電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条(第2号に係る部分に限る。)の規定により報告を受けた令和7年6月末の回線数等から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第25条第2項の規定により算定対象回線数を算出したので、同条第1項の規定に基づき別添のとおり通知する。

電気通信事業者・算定対象回線数一覧(令和7年6月末時点)

別添

(法人番号順)

		Γ	(法人番号順) ————
	事業者名(全角)	法人番号	合計
1	株式会社NTTドコモ	1010001067912	
2	富士通株式会社	1020001071491	
3	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	1021001041922	
4	株式会社トコちゃんねる静岡	1080001002664	
5	株式会社シー・ティー・ワイ	1190001015093	
6	株式会社大垣ケーブルテレビ	1200001013376	
7	株式会社ケーブルテレビ富山	1230001000850	
8	山ロケーブルビジョン株式会社	1250001000584	
9	株式会社中海テレビ放送	1270001003395	
10	BTV株式会社	1350001008353	
11	UQコミュニケーションズ株式会社	2010401075423	
12	株式会社ケーブルテレビ品川	2010701009493	
13	株式会社ワイヤレスゲート	2010701015153	
14	楽天モバイル株式会社	2010901041404	
15	株式会社広域高速ネット二九六	2040001047043	
16	宇都宮ケーブルテレビ株式会社	2060001000611	
17	ケーブルテレビ株式会社	2060001016517	
18	株式会社ジェイコムウエスト	2120001080845	
19	イーブロードコミュニケーションズ株式会社	2120001106410	
20	BAN-BANネットワークス株式会社	2140001045004	
21	姫路ケーブルテレビ株式会社	2140001060903	
22	NTTビジネスソリューションズ株式会社	2180001016265	
23	ひまわりネットワーク株式会社	2180301019091	
24	株式会社エネコム	2240001006697	
25	株式会社ちゅピCOM	2240001010501	
26	株式会社倉敷ケーブルテレビ	2260001013097	
27	東京ケーブルネットワーク株式会社	3010001005192	
28	JSAT MOBILE Communications株式会社	3010401077583	
29	株式会社ジェイコム東京	3011601002926	
30	株式会社TOKAIケーブルネットワーク	3080101016348	
31	株式会社日本ネットワークサービス	3090001001622	
32	株式会社エヌ・シィ・ティ	3110001022995	
33	株式会社KCN京都	3130001036671	
34	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	3150001004809	
35	グリーンシティケーブルテレビ株式会社	3180001000342	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
36	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	3180001096579	
37	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	4010001139808	
38	YOUテレビ株式会社	4020001030420	
39	株式会社JWAY	4050001023917	
40	CCNet株式会社	4180001050948	
41	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	4190001010554	
42	株式会社ケーブルネット下関	4250001005382	
43	山陰ケーブルビジョン株式会社	4280001000232	
44	株式会社ニューメディア	4390001010047	
45	株式会社JTOWER	5011001090314	
46	横浜ケーブルビジョン株式会社	5020001016303	
47	株式会社ジェイコム千葉	5040001029633	
48	ミクスネットワーク株式会社	5180301001617	
49	シーシーエヌ株式会社	5200001001872	
50	金沢ケーブル株式会社	5220001002035	
51	株式会社ジェイコム九州	5290001054994	
52	大分ケーブルテレコム株式会社	5320001000078	
53	沖縄セルラー電話株式会社	5360001000413	
54	株式会社愛媛CATV	5500001000737	
55	株式会社ファミリーネット・ジャパン	6011001048311	
56	湘南ケーブルネットワーク株式会社	6021001036637	
57	土浦ケーブルテレビ株式会社	6050001009484	
58	NTTメディアサプライ株式会社	6120001104419	
59	中部テレコミュニケーション株式会社	6180001038116	
60	スターキャット株式会社	6180001038974	
61	株式会社ケーブルネット鈴鹿	6190001004959	
62	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	6310001005382	
63	宮崎ケーブルテレビ株式会社	6350001001741	
64	株式会社ケーブルメディアワイワイ	6350001006872	
65	OTNet株式会社	6360001000486	
	スカパーJSAT株式会社	7010401072259	
67	イッツ・コミュニケーションズ株式会社	7011001016597	
68	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社	7013201010925	
69	上越ケーブルビジョン株式会社	7110001019055	
70	NTT西日本株式会社	7120001077523	
71	知多メディアスネットワーク株式会社	7180001094389	
72	福井ケーブルテレビ株式会社	7210001003635	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
73	株式会社QTnet	7290001006977	
74	株式会社ファイバーゲート	7430001029022	Ī
75	パナソニックアビオニクスコーポレーション	7700150026412	Ī
76	Wireless City Planning株式会社	8010401088378	
77	アルテリア・ネットワークス株式会社	8010401123151	[[
78	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	8010701005322	Ī I
79	NTT東日本株式会社	8011101028104	
80	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	8030001000848	[[
81	エルシーブイ株式会社	8100001018222	
82	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	8120001035166	
83	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	8180301006547	
84	株式会社キャッチネットワーク	8180301013915	
85	株式会社ZTV	8190001000667	
86	射水ケーブルネットワーク株式会社	8230001012451	
87	株式会社ジェイコム札幌	8430001019773	
88	ソフトバンク株式会社	9010401052465	
89	Starlink Japan合同会社	9010403021575	
90	KDDI株式会社	9011101031552	
91	多摩ケーブルネットワーク株式会社	9013101000215	[
92	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	9100001013643] [
93	株式会社オプテージ	9120001062589] [
94	株式会社テレビ岸和田	9120101037177	
95	株式会社コミュニティネットワークセンター	9180001066196] [
96	株式会社長崎ケーブルメディア	9310001001296] [
97	株式会社秋田ケーブルテレビ	9410001000214] [
98	株式会社STNet	9470001001883	<u></u>
	合計		